

京都大学吉田南総合図書館環 on 利用規則

(平成 27 年 3 月 25 日吉田南総合図書館協議会決定)

(改正 平成 29 年 3 月 17 日吉田南総合図書館協議会決定)

(改正 平成 30 年 2 月 13 日吉田南総合図書館協議会決定)

(改正 令和 4 年 11 月 4 日吉田南総合図書館協議会決定)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、京都大学吉田南総合図書館規程（平成 26 年 5 月 12 日協議会決定）第 5 条第 2 項の規定に基づき、「環 on（わおん）」（以下「環 on」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第 2 条 環 on を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の大学院学生
- (3) 本学の学部学生
- (4) 前 3 号以外の者で、大学院人間・環境学研究科（総合人間学部を含む。）、大学院総合生存学館、国際高等教育院及び高等研究院（以下「関係部局」という。）の教職員、大学院学生又は学部学生と共同で利用するもの
- (5) 吉田南総合図書館長（以下「館長」という。）の許可を受けた者

(利用制限)

第 3 条 関係部局における学習、教育又は研究に支障をきたすおそれがあるときは、環 on の利用を制限することがある。

(利用時間)

第 4 条 環 on の利用時間は、平日午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、必要に応じて変更することがある。

(休室日)

第 5 条 休室日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (3) 本学創立記念日（6月18日）
  - (4) 京都大学通則（昭和28年達示第3号）第3条第1項に定める冬季休業期間
  - (5) 卒業式の翌日から4月3日まで
  - (6) 8月11日から8月20日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、臨時に休室又は開室することができる。
- （グループ学習室）

第6条 環 on 内にグループで学習又は討論できるグループ学習室を置く。

- 2 グループ学習室を利用することができる者は、関係部局の教職員、大学院学生又は学部学生に限る。
- 3 グループ学習室の利用を希望する者は、本学の学生証、在学証明書、職員証又は附属図書館が発行する図書館利用証を担当職員に提示し、事前に所定の手続を経なければならない。
- 4 使用時間を遵守し、長時間部屋を空ける場合は、利用を終了しなければならない。
- 5 利用終了後は、現状に復し、担当職員に報告しなければならない。

（時間外利用）

第7条 第4条に定める利用時間外における利用（以下「時間外利用」という。）は、次の各号に掲げる目的に限るものとする。

- (1) 学習、教育又は研究に必要な研究会
- (2) グループで討議する学習又は研究会
- (3) 研究発表等の予行演習
- (4) 関係部局及び吉田南総合図書館が情報発信するために開催する企画展示会
- (5) 館長が特に認めたもの

（時間外利用者）

第8条 時間外利用ができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 関係部局及び吉田南構内共通事務部の教職員
- (2) 関係部局の大学院生及び学部学生（当該者の所属部局の教員が利用責任者となる場合に限る。）

(3) 前2号以外の者で、関係部局及び吉田南構内共通事務部の教職員と共同で利用する者

(4) 館長の許可を受けた者

(時間外利用時間)

第9条 時間外利用ができる時間は、次のとおりとする。ただし、第5条第1項第3号から第6号までに定める日は時間外利用をすることはできない。

(1) 平日 午後5時から午後8時まで

(2) 土曜日 午前10時から午後3時まで

2 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めた場合は、臨時に休室又は利用時間を延長することができる。

(時間外利用の手続)

第10条 時間外利用をする者は、利用申請書（別紙様式）を館長に提出し、所定の手続を経なければならない。

2 利用申請書の受付時間は、吉田南総合図書館の平日の開館日の午前9時から午後5時までとする。

3 同一日に2以上の申請があった場合は、特別な事情があるものを除き、受理した順に許可するものとする。

4 定期的かつ頻繁に開催するものについては、利用の申込みはできないものとする。

(施設・設備の使用)

第11条 時間外に利用する者は、環 on の出入口における出入者の確認に責任をもつとともに、使用終了後は室内の後片付け、清掃等を行い使用前の状態に復し、出入口の施錠を確認のうえ退出するものとする。

2 環 on に設置するパソコン、プロジェクター等の使用を希望する場合は、申請により借用手続を行わなければならない。

3 利用者は、室内及び使用機器の保全に留意しなければならない。

4 環 on での飲食（ペットボトル等蓋のできる容器の飲物は除く。）、喫煙及び壁面への貼紙は一切認めないものとする。

(設備の毀損等)

第12条 利用者は、環 on 内の機器、設備等を紛失、汚損又は毀損したときは、すみやかに届け出て、これを弁償しなければならない。

(利用停止)

第13条 館長は、この規則に違反した者に対して、環 on の利用の停止又は禁止を命じることができる。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、環 on の利用に関し必要な事項は、館長が定める。

附 則

この規則は、平成27年3月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年2月13日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年11月4日から施行し、令和4年10月1日から適用する。